

第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和3年4月16日（金） 16：00～
場 所：本館3階 本部会議室

次 第

- 1 挨拶
中原市長
- 2 発生状況報告
保健衛生部
- 3 県対策本部会議及び今後の対応について
危機管理防災局（資料1-1、1-2）
- 4 飲食店の営業時間短縮の協力要請について
経済部（資料2）
- 5 その他

資料1-1	第38回新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部会議
資料1-2	これからの取り組み内容
資料2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請について

対策本部会議 資料2
令和3年4月16日
経済部

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請

新潟県から、以下のとおり、営業時間短縮の協力要請が発出されました。

この要請に該当する施設を運営し、営業時間の短縮に協力した事業者を対象に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給します。申請手続きについては、新潟市のホームページ等で改めてお知らせいたします。

1 要請期間	令和3年 <u>4月21日(水) 0時</u> から、令和3年 <u>5月9日(日) 24時</u> までの <u>全ての期間(19日間)</u> ※感染状況によっては期間を延長することもあり得る
2 対象施設	食品衛生法上の営業許可を取得している次の施設 ①接待を伴う飲食店 【具体例】キャバレー、スナック、パブ、キャバクラ 等 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗 ②酒類を提供する飲食店 【具体例】居酒屋、レストラン、バー、カラオケ店 等
3 対象区域	新潟市全域
4 要請内容	午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的にご協力いただくこと ※酒類の提供は午後8時まで ※従前より、午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している店舗は協力要請の対象外。

【協力金の1店舗あたりの支給額】

		確定申告等に基づく前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が		
		～8万3333円の場合	8万3333円～25万円の場合	25万円以上の場合
中小企業者等	A 売上高による方法 (1日の売上高の3割)	47.5万円 2.5万円/日 × 19日間	47.5万円～142.5万円 2.5～7.5万円/日 × 19日間	142.5万円 7.5万円/日 × 19日間
	B 売上高減少額による方法	【計算式】 1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額 × 0.4		
大企業(売上高減少額による方法)		380万円 (20万円 × 19日間) 又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高 × 0.3のいずれか低い額		

協力金に関するお問合せ先

新潟市経済部産業政策課 電話 025-226-1610
(後日、専用コールセンターを開設予定です)